

運用指針

第2条③

供用までの期間を短縮したことによる費用の縮減

東九州自動車道

ツノ タカナベ
(都農IC～高鍋IC)の早期供用

当初計画

【① 長大切土のり面(STA.5付近)】

- ・法面補強工(鉄筋挿入、吹付コンクリート等)によるのり面保護を計画

【② 舗装工事】

- ・舗装合材は仮設プラントにより計画
- ・下層路盤工はセメント安定処理路盤工で計画

供用予定日:平成25年3月31日

経営努力による変更

【① 口蹄疫による工程遅延の回避】

- ・土工工事の朝夕の作業時間を延長し、工程遅延(1ヶ月)を回避

【② 長大切土のり面(STA.5付近)】

- ・当初想定していない地山変状が生じたことから、グラウンドアンカー工を追加
- ・昼夜間の連続施工により工程遅延(3ヶ月)を回避

【③ 舗装・施設工事の工期短縮】

- ・舗装合材は、仮設プラントに加え、定置プラント合材を採用
- ・下層路盤材を鉄鋼スラグに変更し、養生期間短縮
- ・施工パーティー数を追加し、作業時間を延長

⇒ 約3ヶ月の工期短縮

供用日:平成24年12月22日
(98日の早期供用)

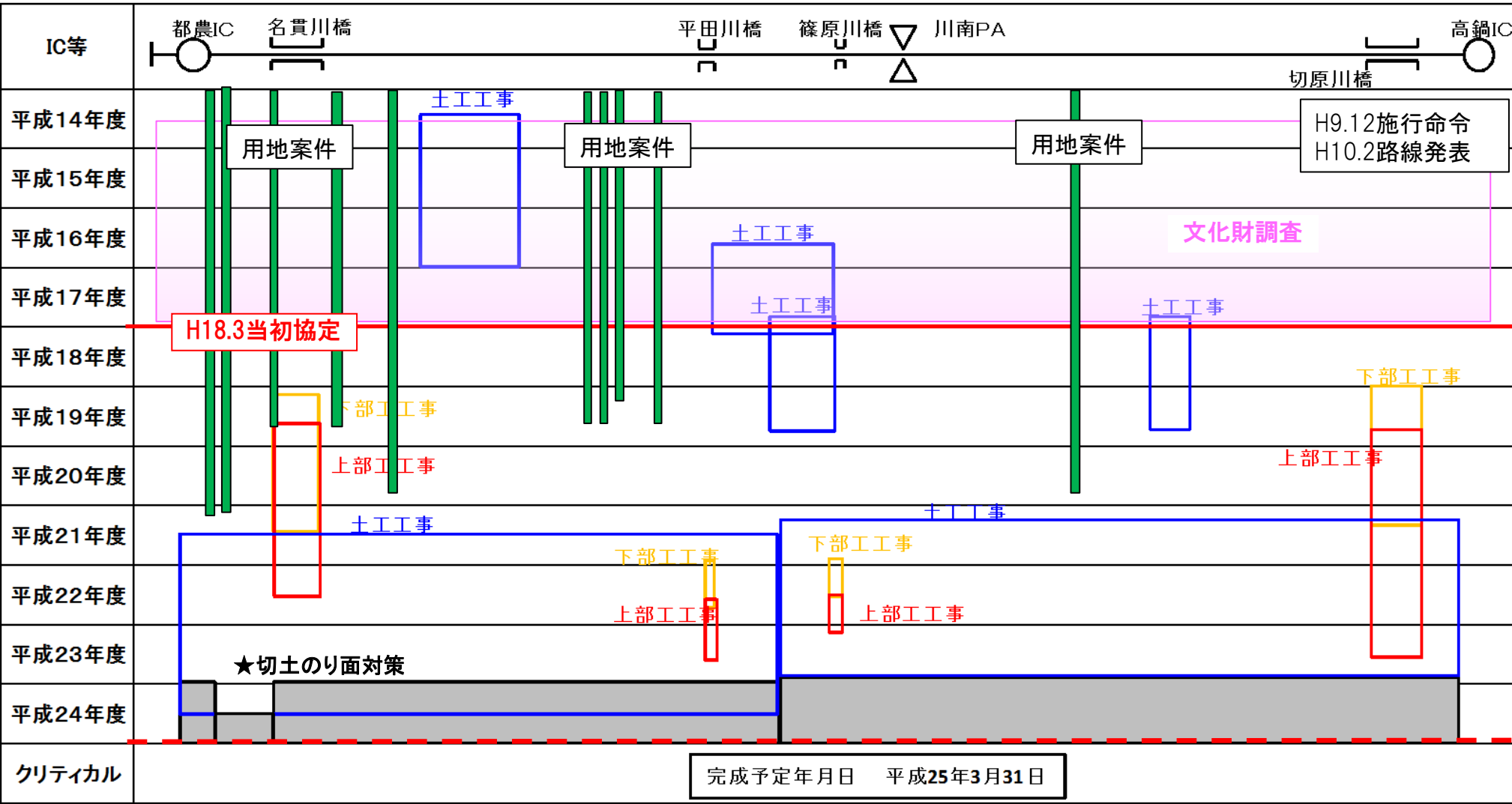
東九州自動車道(都農IC～高鍋IC)位置図



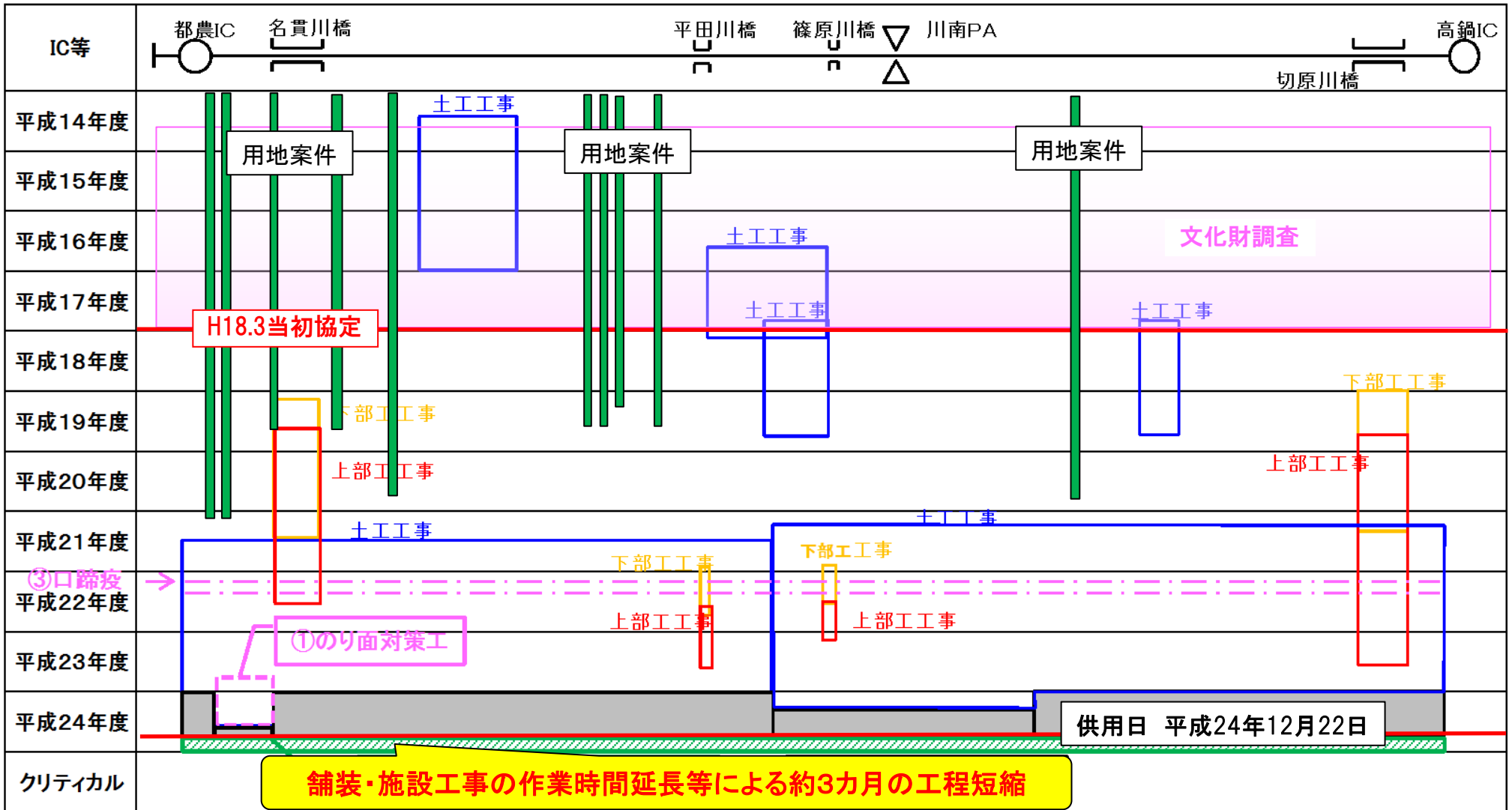
東九州自動車道(都農～高鍋)の路線概要

- ・東九州自動車道は、九州東部を北九州市から鹿児島市まで結ぶ高速自動車国道
- ・都農IC～高鍋IC間はH24.12.22開通
- ・物流の効率化が図られ、地域産業の活性化や発展に寄与

当初工程(東九州自動車道 都農IC～高鍋IC)



実績工程(東九州自動車道 都農IC~高鍋IC)



工程短縮の取組み①

【口蹄疫の発生】

- ・H22.5.18 口蹄疫非常事態宣言
- ・H22.5.19 現場出入口で工事用車両の消毒を実施
- ・H22.5.21 NEXCO西日本 口蹄疫現地対策本部設置
- ・H22.5.24 全8箇所工事用進入路のうち畜舎に近い5箇所の工事用進入路を閉鎖(口蹄疫の感染拡大防止)

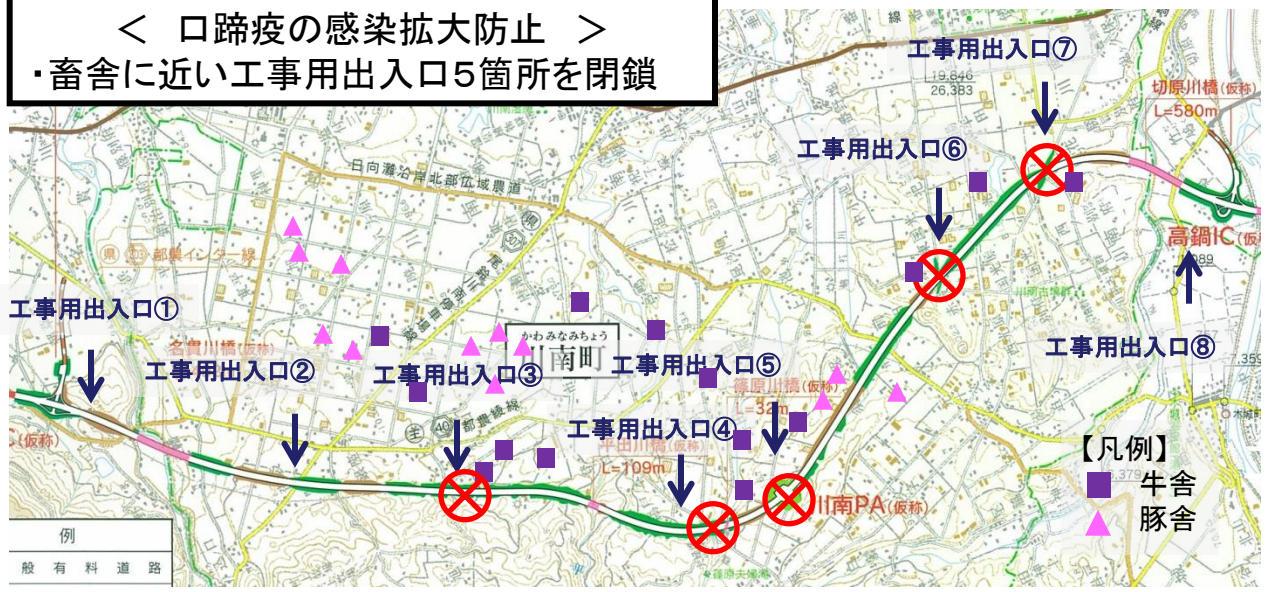
・土工工事の約1ヶ月の工程遅延が見込まれる

作業時間を延長し工程遅延を回避

- ・作業時間の延長について地元と協議を実施(協議回数13回)
- ・朝昼夕の施工箇所を調整し、騒音、照明に配慮することで了解を得る

8時～17時 ⇒ 6時～22時

< 口蹄疫の感染拡大防止 >
 ・畜舎に近い工事用出入口5箇所を閉鎖



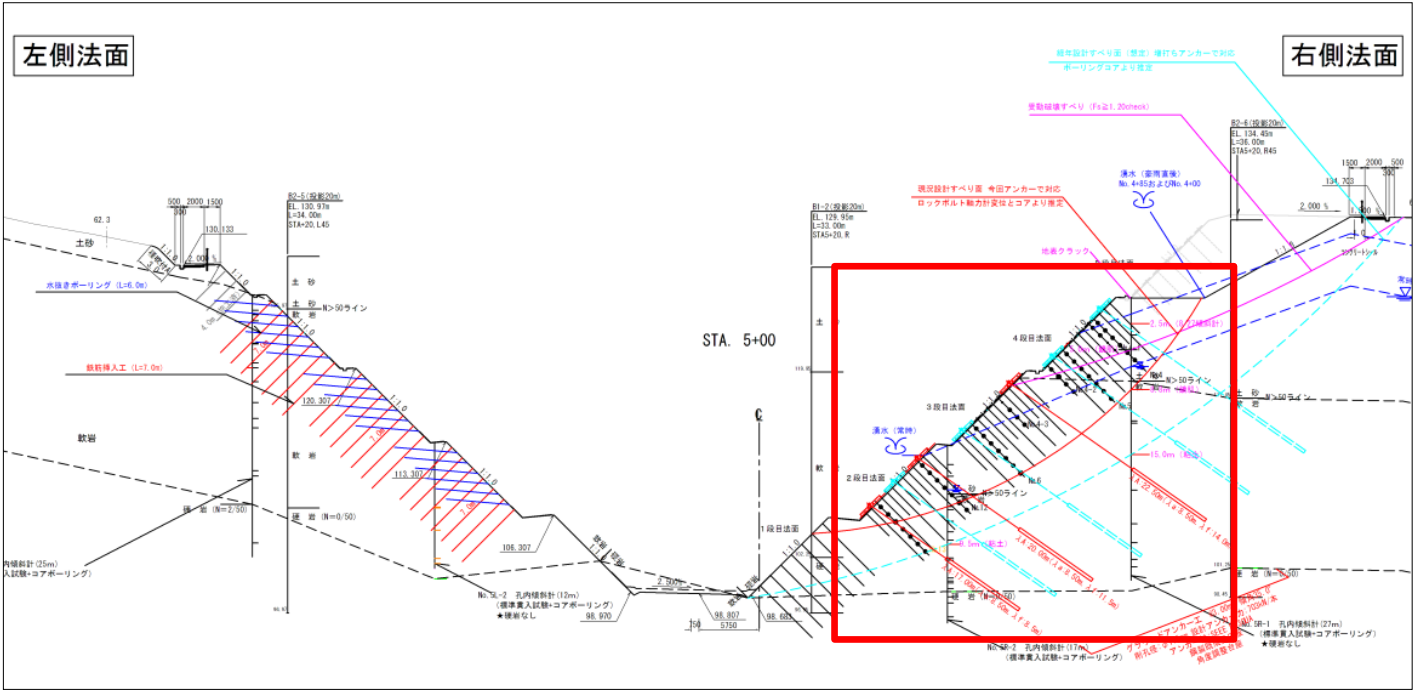
工期短縮の取組み②

長大切土のり面における安定対策

- ・豪雨による地山変状が発生したため、対策工としてグランドアンカー工を追加
- ・対策工の追加により3ヶ月の全体工程遅延が見込まれたが、地元と協議を実施し、了解を得て、**昼夜間の連続施工を実施**



のり肩部変状状況



グランドアンカー工追加



グランドアンカー工施工状況

工期短縮の取組み③

【舗装工事・施設工事】

- ・大分の製鉄所で発生する鉄鋼スラグに着目し、適正な品質を確保しつつ、下層路盤に**鉄鋼スラグを採用**することによりセメント安定処理で必要となる養生期間を短縮
- ・地元協議を実施し、了解を得て**作業時間を延長**(8時～17時 ⇒ 6時～22時)
- ・朝昼夕の施工箇所を調整し、騒音、照明の光に配慮
- ・舗装合材について、仮設プラント合材に加え、**定置プラント合材を採用し**、定置プラントからの夜間運搬について、沿線住民の了解を得て作業を実施
- ・**施工パーティー数(1P)を追加**

■当初工程(のり面対策工は昼間施工)

区間	平成23年度							平成24年度													
	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
STA.5付近長大切土のり面部	長大切土のり面対策工(昼施工)																				

■実施工程(のり面対策工は昼夜間施工)

区間	平成23年度							平成24年度													
	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
STA.5付近長大切土のり面部	長大切土のり面対策工(昼夜施工)											工程遅延回避									



約3ヶ月の工期短縮

のり面対策工の追加による工程遅延を回避し、舗装、施設工事における工程調整の工夫などにより**供用までの期間を短縮したものである**

運用指針第2条第1項第3号に該当

都農IC～高鍋IC間で約3ヶ月の工期短縮による
金利の縮減



会社の経営努力による
ものであると認定

助成金交付における経営努力要件適合性の認定に関する運用指針(抜粋)

第二条 経営努力要件適合性の認定基準

機構は、助成金交付申請をした高速道路会社の主体的かつ積極的な努力による次の各号に掲げる費用の縮減(適正な品質や管理水準を確保したものに限り)について、経営努力要件適合性の認定を行うものとする。

③供用までの期間を短縮したことによる費用の縮減